

各保育・教育施設 施設長

こども青少年局保育教育人材課長

保育・教育施設等における麻しん対策の徹底について（通知）

日頃から、本市保育・教育行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

2015年に日本が麻しん排除国に認定されてから、海外で麻しん（はしか）に感染して国内で発病する事例は報告されていましたが、本年4月以降、海外渡航歴のない感染経路不明の麻しん感染が、すでに昨年を上回る報告数となっています。

麻しんは感染力が非常に強く、また重篤な症状を引き起こす疾患で、今後も十分な注意が必要です。

各施設におかれましては、日頃から感染症対策に留意されていることとは存じますが、改めて施設内の感染拡大防止の徹底をお願いします。

また、一人でも麻しんあるいはその疑いのある方が発生した場合には、園医に相談するとともに、速やかに「感染症等発生報告書」により各区福祉保健センターこども家庭支援課へ報告いただくようお願いします。

＜麻しんの症状＞ ※1～3がすべて出現すれば麻しんが疑われます。

1. 38℃以上の発熱
2. 咳、鼻汁、結膜の充血
3. 全身の赤い発しん（ブツブツ）

＜保育所における麻しんの感染拡大防止策＞

（1）患者（疑いを含む）発生前から実施する対策

- ・入所児童及び職員の麻しん含有ワクチン接種歴と罹患歴の把握及び記録の保管
- ・園児と職員のうちワクチン未接種者に対する接種勧奨

（2）患者（疑いを含む）発生に伴い実施する対策

- ・空気感染対策の実施（発症者の隔離、部屋の換気）
 - ※発症者に接する職員はワクチン接種歴2回など抗体が十分にある者が望ましい。
- ・施設内発生状況の確認（欠席者や体調不良者の理由を確認する。）
- ・麻しんが疑われる入所児童や職員を把握した場合には、速やかに受診勧奨を行い、必ず事前に医療機関に電話連絡をした上で、マスクを着用し受診するよう指導する。
- ・保護者等へ麻しん患者発生について文書等で速やかに情報提供を行う。
- ・麻しんと診断された入所児童及び職員に対しては、解熱した後3日を経過するまでは、登園及び出勤を避けるよう指導する。

【参考HP】

- 健康福祉局「麻しん・風しんについて」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/kansensho/measles.html>

【参考資料】

- 保育・教育施設における感染症対策について

- ・保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版厚生労働省）
- ・感染症等発生時の報告について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>

担当 保育・教育人材課

電話 045-671-2397